

大阪市教育委員会

教育長 多田勝哉 様

大阪市こども青少年局

局長 佐藤充子 様

大阪市教育活動ネットワーク

代表 橋口 哲

子どもの生活を守り、 人権を基礎とした教育を進めるための要望書

平素の人権教育・教育行政へのご尽力に敬意を表します。

私たち大阪市教育活動ネットワークは、子どもが安心して健康的に暮らせる社会の実現やすべての子どもたちが安心して学校園で学び、生きる力、学力をつける教育（保育）の実現のために取り組んでいます。

さて、同和教育は「今日も机にあの子がいない」と差別や貧困による不就学・長期欠席の子どもたちへの取り組みからはじまり、子どもや家庭のおかれている状況・背景を理解し、そこから具体的な教育課題を掘り起こし取り組みを進めていくことから始まりました。また、それぞれの家庭がおかれている状況・背景は差別や貧困など社会が生み出しているものであり、その解決に向けて取り組むことが重要であることを提起しました。

今年、日本は子ども権利条約を批准して30年という節目を迎えました。しかし、2023年度の全国の小中学生の不登校児童・生徒数は増加の一途を辿り、過去最多の34万人を超え（大阪市：小学生2,227人、中学生4,917人）ました。また、子どもの自殺者数も2年連続で500人を超えるなど、子どもの人権や生命に関わる問題は深刻さを増しています。このような状況を深刻に受け止め、子どもたちが孤立することなく、学校や地域で安心して過ごせるよう、社会全体で見守っていく必要があります。子どもたちの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重し、学校や地域などで「子どもの権利条約」の周知徹底と具現化を進めることが求められます。特に、子どもたちが主体的に意見を表明できるような社会を築いていくことは、私たちおとなの責務です。

大阪市、大阪市教育委員会におかれましては、これらの課題を解決するために、以下の事項について誠意ある回答をされるように要望いたします。

【同和教育・人権教育の推進について】

(1) 人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。

- ①各学校園が作成した『「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画』において、昨年度に実践された各人権課題ごとのパーセンテージを明らかにすること。
- ②教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT 差別などの差別事象の件数と内容を明らかにすること。差別事象の件数は、氷山の一角であることの認識のもと、すべての学校で差別事象を把握できる仕組みをあらためて検討すること。また差別事象を分析・教訓化し、大阪市の人権教育・啓発推進に活かすこと。学校現場でのヘイトスピーチに対応できるマニュアルを作成し、全学校園での研修を進めること。
- ③障害者差別解消推進法を具現化するためにも、障がいによる障壁の原因は社会の側にあるため、解消の責任は社会にあるとした「社会モデル（人権モデル）」学習にとりくむこと。
- ④人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕において、「教職員が児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営み」とあり、「学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ多くの人に支えられてこと、その効果を十全に発揮できる」とされている。しかしながら、社会において偏見や差別があり、学校だけでは解決できない課題である。学校と家庭や地域をつなぐ PTA や学校協議会を活用した人権教育を協働する実践を研究されたい。そして人権啓発推進員や地域活動協議会、区役所に対する人権教育の意義を広めること。
- ⑤インターネット上の部落差別をはじめとする差別・人権侵害を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知・啓発すること。情報モラル教育だけでなく、人権の視点が必要となることから、同和教育・人権教育の中でもとりあげること。
- ⑥昨年 11 月に発出された文科省・厚生労働省・法務省による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」をふまえて、大阪市教育委員会の見解と取り組みについて示すこと。
- ⑦小・中学校における部落問題学習の実施状況と、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」の利用状況（過去 3 年間）を明らかにすること。「各学校園での部落問題学習の取り組みの評価・集約」の結果を明らかにし、昨年度の回答にあった「これまでの年度末評価や新任教員研修会等から、課題として、同和教育問題についての教員の認識が不十分であることが垣間見えました」ことに関して、具体的な数値や他の人権課題との比較を示すこと。
- ⑧市人教・市外教・教地推が開催する人権研修や講演会に、より多くの教職員が参加で

きるように、管理職が積極的に呼びかけるよう指導すること。また各地区同推協組織の取り組みに、近隣学校の管理職・教職員も積極的に参加するよう指導すること。

⑨大阪市教育委員会が求める人権教育主担の役割を示すこと。校内で人権・同和教育を推進するためにも人権教材づくり時間などの環境を整えること。また中心的な役割を果たすことから、経験の豊かな教員を登用すること。

⑩国連教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った「包括的な性教育」は人権教育の観点からも推進すること。

⑪「国連ビジネスと人権」「人権デューデリジェンス」「子どもの権利とビジネス原則」という国際的人権の潮流において、キャリア教育の推進やグローバル時代の担い手を育てるためにも「人権教育」が重要である。大阪市の認識を示すとともに、その具体化についても示すこと。

（２）人権感覚に富んだ教職員を採用し育成することは、喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。

①大阪市教員採用試験の「大阪市の求める人物像」として、大阪市は教員希望者に対し「人権感覚が豊かなこと」を強く発信すること。

②教職員研修における部落問題学習の実施状況と成果と課題について明らかにし、部落のない地区にある学校の教職員に向けた被差別部落のフィールドワークなどを行うこと。

（３）管理職（民間人校長も含む）の採用にあたっては、人権感覚のある人物を採用すること。また、管理職の人権意識・人権感覚を高めるための研修内容について明らかにすること。

（４）2020年に休館した「リバティおおさか」が大阪市における人権研修に果たしてきた役割は大きいと考える。「リバティおおさか」が所蔵する資料、展示品を活用した人権学習、人権研修の場を教育委員会として研究すること。

【小中一貫校の見解】

（５）小中一貫教育を推進する「大阪市小中連携推進プラン（2010年3月）」から10余年が経過した。全市募集において、課題を抱える児童・生徒の受け皿となっている学校も存在する。児童・生徒の遠距離・長時間通学の実態を把握し、また児童・生徒の家庭状況の把握や通学路の確認する家庭訪問などについて、大阪市としての支援策を明らかにすること。

【識字日本語教室、夜間中学校の運営支援】

(6) 識字・日本語教室等で発生した差別事象を教訓に、大阪市はどのように取り組まれているのか示されたい。

(7) 中学校夜間学級について、すべての入学希望者が受け入れられるよう、人員と施設を拡充させること。特に日本語指導のできる教員を増やすこと。

【課題を抱える児童・生徒の学びの保障】

(8) 帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。

①大阪市が把握する不就学の外国籍の子どもの人数を明らかにすること。また、今年度から大阪市は、不就学の外国籍の子どもの実態把握、保護者に対して働きかけるなど、「子どもの就学促進事業」にとりくんでいるが、具体的な取り組みを示すこと。

②「外国につながる、児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」において、各校園における日本語指導や多文化共生の取り組みに対する支援のあり方について明らかにすること。

(9) 大阪市の「在日外国人教育基本方針」「多文化共生指針」をふまえ、在日朝鮮人教育をはじめとする多文化共生教育を進めること。また、大阪市外国人教育研究協議会の組織整備を図るとともに人的支援や物的支援の拡充を図ること。

(10) 大阪の在日外国人教育を牽引してきた民族学級の取り組みを後退させることなく、「国際クラブ」設置校の事業を拡充するために、国際理解教育推進事業の予算増額を行うこと。

(11) 外国人教育主担は民族講師と連携して国際クラブを運営することをはじめ、校内で外国にルーツのある子どもの把握やその対応、多文化共生の取り組みの中心的な役割を担うことから、経験の豊かな教員を登用すること。

(12) 支援を必要とする子どもが特別支援学級に入級するか、あるいは通級による指導を受けるかについては、手帳の有無に限らず子どもや保護者の希望を尊重し、柔軟に対応すること。また、「一日を原学級で仲間とともに過ごしたい」という場合、子どもや保護者の願いを十分に尊重すること。

【子どもの権利】

(13) 子どもの権利条約を日本が批准して 30 年の節目の年。「子どもの権利条約」の周知徹底およびその具現化が求められています。また「こども大綱」をもとにした都道府県・市町村「こども計画」を策定することとなっています。以下の項目について回答されたい。

- ①子どもの権利条約及びこども基本法に基づく子どもの権利の広報・啓発について、子ども参加に基づく取り組みを検討し、試行すること。
- ②子どもの権利条約、こども基本法、そして改定された生徒指導提要の内容について、教職員が日々の教育活動の指針として理解し活用できるようにするための体系的な研修プログラムを開発し実行すること。

【学校選択制について】

(14) 大阪市「人権問題に関する市民意識調査」では、住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識で「同和地区の地域内である 47.7%」「小学校区が同和地区と同じ地区になる 38.8%」という結果が示されている。この結果について教育委員会の見解と解消に向けた取り組みを示すこと。また、学校選択制で、同和教育推進校が忌避されている事例（問い合わせを含む）がないか、明らかにすること。

(15) 学校選択制は、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題がある。次の点について回答されたい。

- ①学校（区）に対する「人気校」「不人気校」の評価について、大阪市の考え方を示すこと。
- ②他校を選択した今年度の小・中学校数（20人・30人・40人以上）を示すこと。
- ③学校選択制が、学校の小規模校化へと拍車をかけている実態について見解を示されたい。学校行事（修学旅行、クラブなど）においての影響について明らかにすること。
- ④2023年3月の検証で明らかになった「風評による忌避」に対する具体的な対策内容や、忌避されている学校に対する支援策について明らかにすること。

(16) 校区が広くなりすぎることから、学級数を理由に安易に学校の統廃合を進めないこと。

【子どもの貧困等について】

(17) 今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利

益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では 2016 年度に続いて今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。

- ①直近 3 年間の受給者数と就学援助率並びにひとり親家庭の同様の数値を示すこと。就学援助の必要な人が全員活用できるように周知の徹底と相談体制を強化すること。
- ②こども基本法や子どもの貧困解消法を踏まえた「大阪市子どもの貧困対策推進計画」の改定について見解を示されたい。またスケジュールを示すこと。
- ③次期「大阪市子どもの貧困対策推進計画」において、「こども食堂」「学習支援」「居場所やネットワーク」の取り組みにおいて、ボランティア任せにすることなく、積極的な支援を行うこと。
- ④子どもの生活に関する実態調査をふまえて、全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。こどもサポートネット推進員の配置等の現状について明らかにするとともにスクールソーシャルワーカーとの連携を示すこと。地域との信頼関係を築き、子どもや保護者、学校の要請に臨機応変に対応する役割を担うスクールソーシャルワーカーなどが安心して働けるよう雇用を守ること。
- ⑤「ヤングケアラー」を解決に向けて、NPO 団体が果たす役割について、大阪市として見解を示すこと。また、市立中学校生徒対象のヤングケアラー実態調査の結果をふまえ、生徒と福祉部署をつなぐための人材を各学校に配置すること。また児童・生徒が安心して日常生活を過ごせるよう、必要なサポートを行うための予算を措置すること。
- ⑥子どもの食の格差が拡大する今、給食の果たす役割は大きい。家で十分に食事ができず、学校給食が命綱という子どももいる。食材費高騰をふまえ、給食費事業の予算を充実し、給食水準の確保すること。
- ⑦部活動の地域移行において、家庭の経済的な負担が発生しないよう配慮すること。

【いじめ・不登校】

(18)「いじめ防止対策推進法」の目的に「児童等の尊厳を保持するため」と規定されている。このことを含め、いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。

- ①小学校におけるいじめ認知件数は 1000 人当たりの比率が全国・大阪府と比べて圧倒的に多い。しかしながら、中学校では全国・大阪府と比べても低い数字となってい

る。SNS内でのいじめなど、潜在化しているリスクを懸念する。教育委員会の見解と取り組みを明らかにすること。

②大阪市いじめ対策基本方針、「学校安心ルール」（スタンダードモデル）については、子どもを学校から排除していないか、教職員がいじめや荒れの背景に向き合わず子どもや保護者からの信頼を損なっていないか、いじめが潜在化していないかなど、子どもの最善の利益や人権教育の視点で検証を行うこと。

③人権学習や学級集団づくりを通して、差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を育てる教育を推進すること。

(19) 不登校児童生徒について、小学校では在籍比率が府と同程度だが、中学校で府を大幅に上回るのはなぜか。教育委員会の見解を明らかにすること。不登校は長期引きこもり状態につながることから、図書館等を活用した校内の居場所事業を推進するとともに地域、校外における子ども食堂をはじめ支援団体と連携すること。

(20) 大阪市では高校中途退学などの後の若者に対し、コネクションズおおさか（若者自立支援）をはじめとする支援に取り組んでいる。高校中退の事前防止の観点から、中学校や地域、子どもサポートネットなどの連携を密にすること。また高校中退を余儀なくされた生徒の実態把握に努めること。

(21) 近年、児童生徒の自殺者数が増加していることをふまえて「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が策定された。大阪市・大阪市教委としても、子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。

(22) 教職員等による体罰、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の人権侵害の実態とその原因を明らかにすること。また、こうした人権侵害を防止するための具体的方策と、人権侵害発生時の組織的な対応について明らかにすること。また管理職研修の徹底、対応する相談員の研修の充実を図るとともに、被害者救済システムの周知と活用を促進し、被害者の救済に努めること。

【子どもの学力保障】

(23) 「全国学力・学習状況調査」については、自治体や学校の序列化・過度の競争を煽ることにつながるため、結果の公表を行わないこと。また、学校別の結果から、チャレンジテストによる学校の評定平均を推定する可能性があることについて大阪市の見解を示すこと。その懸念からも学校別の公表を行わないこと。

(24) 2019年3月国連子どもの権利委員会は「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本に勧告した。大阪府が実施している「すくすくウオッチ」について、6年生は全国学力学習状況調査と同じ時期にあり、子どもたち・教員ともに非常に疲弊している。また、大阪市小学校経年調査の結果公表から1ヵ月しか経っていない状態でのテスト実施に効果があるのか疑問である。「すくすくウオッチ」の参加を取りやめること。

(25) チャレンジテストにおいて、結果を個人の評定に反映させることは、府下の生徒と違う条件でテストを行うことになるので、中止すること。また、チャレンジテストの廃止を府教委に働きかけること。

【30人学級と教職員等の加配について】

(26) 子どもの学びを保障するとともに、心のケアなど、手厚く柔軟な教育を進めるために、中学校以上での35人以下学級も含め、大阪市独自の更なる少人数学級実施を検討すること。

(27) 同和教育推進校をはじめとする課題を有する学校に対して、様々な施策を活用した支援を行うとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置を行うこと。

(28) 食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すること。また、栄養教諭の代替を教育職の講師として配置すること。

(30) 障がいのある園児が在籍している市立幼稚園に特別支援教育担当教諭を配置すること。また、すべての市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置し、更衣室を設置すること。

【その他】

(31) 道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。

- ① 指導が一方的な価値観や規範意識の押し付けにならないよう、教育委員会としての認識を示すこと。
- ② 2018年度から実施されている「特別の教科 道徳」において、学習指導要領では「学校でこれまで使用してきた地域教材など、多様な教材の開発や活用に努めることが望ましい」とされている。大阪市として地域教材づくりを推進するとともに、これまで大阪が培ってきた「人権教育教材集・資料」や「にんげん」、「人権教育実践例シリー

ズ」等の教材を積極的に活用するよう指導すること。また、昨年度の道徳の時間における活用実績を明らかにすること。

(32) 女性差別撤廃条約の基本理念をふまえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」「大阪市男女共同参画推進条例」、そして「大阪市男女共同参画基本計画（改訂）－第3次大阪市男女きらめき計画－」を進めるために、子どもの頃からの小・中学校におけるジェンダー平等教育の具体的な取り組みを示すこと。そのために大阪市男女平等教育基本方針を策定すること。

(33) 国は、生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報を、マイナンバー等を用いて電子記録「ビッグデータ」として本人や家族が正確に把握するための仕組み（Personal Health Record）において、学校の健康診断記録をマイナンバー制度に導入を検討している。こうしたマイナンバー制度の導入によって子どもたちのセンシティブ情報が悪用される恐れがある。子どもたちの個人情報コントロール権の観点から、大阪市として導入に反対の姿勢を明確にすること。

(34) 来年、戦後80年を迎え、戦争体験者が減っていく中で、戦争を風化させず次世代へ語り継がれることが課題である。以下の項目について回答されたい。

① ロシア軍によるウクライナ侵攻、イスラエル軍によるガザ地区などで戦争が起きており、反戦・平和学習の必要性が高まっている。小・中学校における反戦・平和学習の内容（修学旅行を含む）について明らかにすること。外国にルーツがある子どものアイデンティティの否定につながらないようにとりくむこと。

② 先の戦争の実相を次世代に伝えるためにも、日本が侵した加害の歴史も学ぶことが必要だと思うが、教育委員会の見解を示すこと。

③ 「ピースおおさか」の展示内容については、大阪空襲の体験者や遺族などの当事者をはじめ、研究者等の意見を展示内容に反映するよう働きかけを行うこと。また、平和教育を積極的に推進していくために、「ピースおおさか」への見学を学校園に働きかけること。

(35) 今後起こり得る大規模災害において学校施設は、地域住民の避難所としての役割を担っていることから、避難生活や災害対応に必要な機能（電気・水道、災害弱者等）の備えについて、大阪市の取り組みを明らかにすること。